



企業法務セミナー

将来の給付の訴え

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質問

当社はA社に対し、契約締結の翌月から毎月50万円ずつ分割して返済するとの約定で500万円を貸しましたが、契約締結後2か月が経過しても、A社は一度も返済してくれません。当社はA社に対し、現在まで未払となっている2か月分の分割金の合計100万円とともに、今月分以降の分割金の支払も請求したいと考えています。支払期限が到来していない分割金についても裁判で請求することができるのでしょうか。

1 将来の給付の訴えとは

被告に対し給付請求権（相手方に対し作為、不作為、物の引渡等の一定の行為を要求しうる権利をいいます。）を主張し、これに対応した給付を被告に命じることを裁判所に要求する訴えを給付の訴えといいます。給付の訴えのうち、口頭弁論終結後に履行期が到来する給付請求権をあらかじめ主張する訴えを将来の給付の訴えといいます。

将来の給付の訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合すなわちあらかじめ将来の給付を求める訴えの利益が認められる場合に限り適法とされ、これを欠く場合には訴えの利益がないものとして却下されます（民事訴訟法135条）。口頭弁論終結時に履行期が到来していないにもかかわらず実体的な給付を命ずる判決を求める地位を認

めるためには、それを正当とする特別の利益が原告になければならないからです。

2 将来の給付の訴えの利益

「あらかじめその請求をする必要がある場合」として将来の給付の訴えの利益が認められるか否かは、その給付の義務者である被告の態度や給付義務の目的、性質などを考慮して判断されます。

たとえば、被告が既に義務の存在や履行期などを争っているような場合には、仮に履行期が到来しても現実には任意の履行を期待できないため、あらかじめ請求する必要があると認められます。同様に、継続的または反復的給付義務において既に履行期が到来している部分について不履行があれば、未だ履行期が到来していない部分について

も履行期が到来した時点での履行を期待できないため、履行期が到来していない分をあらかじめ請求する必要があると認められます。

また、一定の日時に行われなければ債務の本旨に合致しない作為義務の履行請求や、扶養料の請求等は、給付の性質上、履行期の到来時に即時の給付がされないと債務の本旨に反する結果となるか、または原告が著しい損害を被るおそれがあるため、義務者が履行を確約しているような場合であっても、あらかじめ請求する必要があると認められます。

3 将来の給付の訴えが認められる請求権

民事訴訟法135条は「将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる」と定めていますが、同条はあらかじめ請求をする必要がある限り口頭弁論終結後に履行期が到来する給付請求権のすべてについて将来の給付の訴えを認めたというのではなく、将来の給付請求権成立の現実性を考慮して一定の性質を有する給付請求権についてのみ例外的に将来の給付の訴えを認めたものと解されています。すなわち、既に発生している請求権につき期限または条件が付されている場合や、将来発生すべき請求権であってもその基礎となる法律関係がすでに存在していて、その成立が一定の時期の到来や別の一定の事実の発生にかかっているような場合に限り将来の給付の訴えが認められるのです。

最高裁昭和56年12月16日判決は、旧民事訴訟法226条（現在の民事訴訟法135条）につき「民訴法226条はあらかじめ請求する必要があることを条件として将来の給付の訴えを許容しているが、同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて前記の要件のもとに将来の給付の訴えを認めたものではなく、主として、いわゆる期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、ただ、これに基づく具体的な給付義務の

成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証する別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により右請求権成立のすべての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給付の訴えによる請求を可能ならしめたにすぎないものと解される。」と判示しています。

4 将来の給付判決に基づく強制執行

将来の給付の訴えを認容する判決がなされた場合、判決に履行期が明示されますが、履行期が不確定期限または条件にかかる請求を認容する判決による強制執行の場合は、執行文の付与を受け強制執行をするのに、債権者において判決に示された期限の到来または条件成就を裁判所書記官に対し証明しなければなりません。履行期が確定期限で定められている請求については、「被告は、原告に対し、平成〇年△月□日が到来したときは金×××万円を支払え。」というような確定期限が明示された判決主文となり、この判決に基づく強制執行の場合には、確定期限が到来すれば執行文の付与を受け強制執行をすることができます。

5 本件の場合

A社は既に2か月分の分割金の支払をしていないことから、未だ支払期限が到来していない部分についても、今後支払期限が到来したとしても現実にはA社の履行を期待できないため、「あらかじめその請求をする必要」があると認められるでしょう。当社からA社に対する支払請求は、期限付の貸金として既に権利発生基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、これに基づく具体的な給付義務の成立は特定の支払期限の到来にかかっているだけの請求権にあたりますから、支払期限が到来していない分割金についても裁判で請求することができるものと考えられます。